

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の
症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任

意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の
症状等の報告に関する条例施行規則（平成十八年広島県規則第七十七号）の一部を次のよう
に改正する。

第三条中「**広島地域保健所長**」を「**西部保健所長**」に、「**福山地域保健所長**」を「**東部保健
所長**」に改める。

別記様式甲

「 推定発病年月，精神科又
は神経科受診歴等を記載
すること。 」 又 「 推定発病年月，精神科受
診歴等を記載すること。 」

「 5 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院歴・入院形態についても聴取して記載する
こと。

6 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」
とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。

7 「現在の精神症状」，「その他の重要な症状」，「問題行動等」及び「現在の状態像」の欄は、一般にこの
書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。

8 「診断した主治医氏名」の欄は、主治医自身が署名すること。

9 選択肢の欄は、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

10 内は、記載を要しないこと。 」

又

「 5 「生活歴及び現病歴」の欄は、平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診
歴等を含むこととする。

6 「初回入院期間」及び「前回入院期間」の欄は、他病院での入院歴・入院形態についても聴取して記載する
こと。

7 入院時より6か月の間に、開放処遇が制限された者の6か月経過時の報告においては、「過去12か月間」
とあるのは「過去6か月間」と読み替えること。

8 「現在の精神症状」，「その他の重要な症状」，「問題行動等」及び「現在の状態像」の欄は、一般にこの
書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のものに重点を置くこと。

9 「診断した主治医氏名」の欄は、主治医自身が署名すること。

10 選択肢の欄は、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

11 内は、記載を要しないことに改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

」